

岡本の国会での質問

169-衆-厚生労働委員会-4号 平成20年04月04日

○茂木委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

まず、本日議題となっております戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案についての内容をお伺いします。

この法案、これまでも何年も継続支給してきておるわけでありましたが、この法案に基づいて、もしくは現行の法に基づいて、平成十年以降、本人以外の受給というのが発生しているんじゃないか。これは、権利が発生した時点で生存をしてみえる方については、その後五年間のいわゆる国庫債券についてはその相続者が受給できるというふうになっています。大体推計で幾らぐらいになるのか、この現状を、平成十年以降で結構ですから、お答えいただきたいと思います。

〔委員長退席、吉野委員長代理着席〕

○中村政府参考人 お答え申し上げます。

特別給付金、それぞれ時点がございますけれども、平成十年以降、合計いたしますと、記名の変更がございました委員がおっしゃる意味でのそういう事例が二百七十九件ございます。

○岡本(充)委員 金額を推計してくださいということをきのう質問通告しております。

○中村政府参考人 大変失礼いたしました。

金額についてでございますが、これは額面が百万円でございますので、半分いたしますと、一億数千万になろうかというふうに考えます。

○岡本(充)委員 そういう推計の方法もありましようけれども、私、きのう、レクに来られた方に、私の推計の仕方ですらどうかということを確認をとってくれというふうに言ったはずですね。

要するに、例えば、第十九回の特別給付金の国庫債券のいわゆる残額と思われる額を平成十年の記名人の変更三十人で掛けた金額、例えば、平成十年であれば第十九回は八十万円が残っていたらと考えて、これに三十を掛けた額、こういう形で積み上げていってはいかがですかということ言ったはずであります。それで大体推計が幾らになるのかということを私は通告しておりますが、それでいかがでしょうか。

○中村政府参考人 大変失礼いたしました。

議員の今のやり方について、お許しがいただければ、試算をして御報告をしたいと思っております。

○岡本(充)委員 質問を通告していたわけですから、それには対応をしていただかないと困るわけでありませう。

では、その答えはいただくとして、続いて、こういう背景には受給者の高齢化がある。百歳を超える方も何人もみえるという状況の中で、今回も引き続き五年でこの国庫債券の発行をしようと思っている根拠。三年に短縮するという手もあると思っております。これまで五年で毎回やってきた、しかし、非常に高齢化が進んでいて、大変申しわけないけれども、平均年齢が九十五を超えるような状況になってきますと本来受給するべき方に渡らない可能性がある。そこを考えると、短縮をして、もしくは、百万円をお渡ししようと思うのであれば、もう少し、例えば債券を三分割して三十三万円を三回にするとか、やり方はいろいろあると思っております。

そういう意味で、今回も五年にしているということについて私は問題意識を持っているわけですが、それについてのお答えと、今後、もし継続をさらに五年後するというのであれば、その際には見直すことも、もしくはほかの国庫債券についても見直すことも検討するというのであれば、お答えをいただきたいと思います。

○中村政府参考人 委員、先ほどは大変失礼いたしました。委員の御指摘の推計方法ですと、また後ほどきちんと御報告いたしますが、一億七千万程度になるようでございます。

それから、五年の償還の問題でございます。

もともと、父母等の方に対する特別給付金でございますので、委員から御指摘ございましたように、他の特別給付金制度もございしますが、父母が高齢であることにも考慮して、十年というほかのものよりも短期間の五年という設定をしているところでございます。

また、国債で交付しているのは、一定期間、国として慰藉の念をあらわす、こういうことでやっておりますが、この扱いにつきまして、また、今回のこの法律の後の特別給付金につきましては、まさにこの償還期間が終了するときにその扱いが問題になるわけございまして、先ほどの御質問でも答弁申し上げましたように、国の慰藉の念というのは大事にしなければならないと存じますが、さらに高齢化するわけでございますので、その方法も含めて、その際に改めて検討をさせていただきたいと存じます。

○岡本(充)委員 あわせて、法案成立後、国庫債券が届くのに大体半年ぐらい時間がかかると伺いました。大変高齢化が進んでいるわけでありまして、法案は成立をしたけれども届くのに半年かかるということでは、やはりそれを待てない方も出てくるということを考えると、その短縮を図っていただきたいということを要望しておきたいと思います。

○中村政府参考人 委員のおっしゃるとおりだと思います。

国債の製造など、一定期間要さざるを得ない工程もございしますが、私ども、進達業務とかそういうことについては極力短縮し、いずれにしても、関係方面とも相談しながら、短縮化、迅速化に最大限努力させていただきたいと存じます。

○岡本(充)委員 続いて、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案についての質問をしたいと思います。

その中でも、とりわけ漁業の離職者の特定について、どのような方法で特定をしているのか。ある経営者Aという方がみえたとして、この方が複数、船を持っていて、どの船を減船し、そしてその船に乗っていたという者をどのようにして特定をして、その者がBという船、Cという船、減船をされる船に乗っていたということを確定し得るのか、その手続について改めて確認をしたいと思います。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

職業転換給付金の受給に当たりましては、国際協定の締結等に対処するための減船に伴い離職を余儀なくされたもののうち、現に失業している状況等にあるとして、漁業離職者求職手帳の発給を受けることが必要でございます。

この手帳でございますけれども、これはハローワーク等で発給することになるわけでございますけれども、発給に当たりましては、まず一つは、離職者本人と使用者が押印した漁業離職者証明書が必要でございます。二つ目には、対象離職者が乗船していた船名がわかる公的な書類、これは船員手帳等で確認しております。三つ目は、減船対象となった船名がわかる公的な書類、これは農林水産大臣等に提出した廃業届の写し等でございます。こういった書類を確認することによりまして、当該労働者が減船された船の乗員であったかどうかを確認して、手帳の発給を行っているということでございます。

○岡本(充)委員 きょうは水産庁にもお越しいただいておりますので確認をしたいんですが、国際漁業再編対策事業において、平成十八年度はまだのようでありまして、すべてが確定はしていないようでありまして、いただいた資料をもとにしますと、三百三十二億九千万円の交付金がいわゆる処理費交付金として出ているようです。

どの船をつぶして、要するに、簿価上、簿価の高い船をつぶしたように見せかけて、実際はその交付金をたくさんとるといようなことができないような予防措置がどのようにとられているのか、確認をしたいと思います。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

漁業に関します国際規制の強化によりまして操業の維持が困難になりました漁船について減船を行う事業としまして、今先生が御指摘のとおり、国際漁業再編対策事業を実施しているわけでございますけれども、この事業におきましては、事業の実施主体であります減船者が実施計画を作成しまして、これを農林水産大臣の認定を受けるということにしているわけでございます。

この実施計画の内容としましては、減船を実施する者、あるいはその対象減船名、あるいはスクラップ処分を実施する者及びその対象漁船の処分時期、方法、こういったものを具体的に明記することとしております。

また、この実施計画に基づきまして減船を行った場合に、当該減船者がスクラップ処理費交付金を申請する場合におきまして、証拠書類として徴求しているものがございます。それは、具体的には、抹消しました漁船の船舶原簿謄本、それから抹消漁船の進水から現在までの漁船原簿の謄本、こういったもののほかに、スクラップする前の写真ですとか、あるいは解体中あるいは解体後の写真、こういったものの提出を義務づけておるわけでございまして、その際、写真につきましては、船体に記されました漁船の登録番号ですとか、あるいは無線の信号符号、こういったもののほかに、船体の全形の写真あるいは船体内部の写真、こういったものをきめ細かく要求することとしております。特にまた、エンジンシャフトの切断ですとか、あるいはエンジンの取り外しの確認がわかるようなものを徴求しているということで、同一性の確認については万全を期すこととしております。

〔吉野委員長代理退席、委員長着席〕

○岡本(充)委員 ぜひそこはしっかり行っていただきたい。

いただいた資料、これは平成十八年度額でよろしいわけですね、三百三十二億九千万円というこの交付額は、それでよろしいわけですね。

○佐藤政府参考人 昨日提出しました資料は、平成元年から十八年度までの累計でございます。

○岡本(充)委員 そうしましたら、どちらにしても、平成元年から十八年にしても、大変大きな金額を出しているわけでありまして、これはやはりしっかり対処してもらわないといけないということで、改めて徹底をお願いして、これに関しての質問を終えさせていただき、続いて、少し違う案件についてもお伺いをしたいと思います。

一つ目は、まず、三月二十八日に厚生労働省が発表しました「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表の公表について」についてお伺いしたいと思います。

こちらで公表をされた事業場があるわけでありまして、今、平成二十一年三月二十七日までと期限が限られております、いわゆる石綿による疾病で死亡された労働者の御遺族の、時効により労災保険給付を受ける権利が消失した方に対する特別遺族給付金、これを給付するに当たって、実際に石綿による労災が発生をしている事業場に対しては、ここで同じく労災が発生をした蓋然性が高いと考えることができると私は思っています。

特に肺がん。中皮腫については議論のないところですが、肺がんについてはその証明が後からでは大変難しい。診療録もない、それから、もちろん剖検の所見も残っていない、こういうよ

うな状況の中ではそれを証明するのはなかなか難しい。したがって、肺がんについては給付の数がふえていないだろうと私は推測をしています。

そういう意味で、今回の新たに発表されたところ、また、以前から発表されているところもありますけれども、こういう労災認定が行われた事業場で働いていたということも一つの傍証として評価してはいかがかというふうに考えるわけですが、それについていかがでしょうか。

○青木政府参考人 石綿による疾病の労災認定につきましては、個々の労働者ごとに石綿暴露作業の従事歴それから疾病の医学的所見を調査いたしまして、労災認定基準に基づき判断しているところでございます。

お尋ねの、過去、同一事業場において業務に従事した同僚労働者が労災認定をされているという場合につきましては、石綿暴露の状況というのは個々の労働者ごとに異なります、作業内容でありますとか作業従事期間等々。そういうものでございますので、既に認定された労働者がいる事業場であることのみをもって業務上外の判断をすることは適当ではないと思っておりますが、しかし、当該事業場において石綿暴露作業が行われていたことの確認にはなるというふうに思っております。

今後とも認定基準の適正な運用に努めてまいりたいと思っております。

○岡本(充)委員 ぜひこれは要望として、局長、検討はいただきたいと思っているんですね。

今言われたとおり、そこで石綿暴露の危険性がある事業場であったことは明らかだということでもありますけれども、そこで働いていたということは、ほかの事業場で働いていた方よりも一般的に考えて石綿暴露の危険性が高かったと判断をされるべきだというふうにも私は考えます。

そういう観点で、この事業場で同時期に働いていた、もしくはその前後の期間で働いていたということを一つの評価として考えていただかないと、残り一年の中でなかなか肺がんの方が救われない、すき間なく救済するというにたどり着かないと私は思っておりますので、その御検討をお願いしたいと思います。検討はいただけますでしょうか。

○青木政府参考人 確かに、委員おっしゃったように、その事業場で既に労災認定をされているということでもありますし、そういう意味で石綿作業が行われていたということでもありますので、その点に関しましては、おっしゃるように、論理的には、危険性というのは、そういうところでないところに比べてあるということは確かだろうとは思いますが。

しかし、先ほど申し上げましたように、この認定につきましては、石綿暴露作業そのものの従事歴と、それから疾病の医学的所見に基づいて行われるということでもありますので、そういった基本的な判断はそういうところで行っていきいたいというふうに思っております。

○岡本(充)委員 済みません、大臣、いいですか。今ちょっと突然の話で悪いんですけども、今の議論を聞いてみえたと思いますが、やはり、せっかく発表した事業場、目的は、石綿暴露作業に従事した可能性があることを注意喚起する、それから周辺住民となるか否かの確認に役立ててもらい、関係省庁及び地方公共団体等における石綿被害対策の取り組みに役立ててもらいたいというようなことが目的だというふうにも承知をしておりますが、ぜひここに、すき間なく救済をするべき方が漏れることのないようにするための一つの手だてとして検討いただきたいと私は要請をしております。局長ではなかなか前向きに答弁できないと思います。ぜひ大臣、検討ぐらいはしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○舛添国務大臣 石綿の被害のある労働者というのは、これは積極的に救済するんだ、そういう基本的な方針は変わりませんですから、今委員が御提案になったことがそういうことにつながるといふことであれば、それは十分検討に値すると思っておりますので、少し検討させてください。

○岡本(充)委員 ありがとうございます。

続いて、きのうでしたか、医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・再発防止等の在り方に関する試案、第三次試案というものが発表されました。この内容について少し確認をしたいと思います。

まず、そもそもこの案に関しての質問、幾つかありますので、まず医政局長にお伺いしたいと思います。

まず、中央に設置する委員会はどの省庁のもとに置くのか。厚生労働省もしくはそれ以外ということであれば、それ以外として考えられるところはどこがあるのか。はっきりお答えいただきたいと思います。

○外口政府参考人 委員会の設置場所についてでございますけれども、これは、実は意見が分かれておりまして、医療行政について責任のある行政機関である厚生労働省とする考えがある一方で、医師や看護師等に対する行政処分を行う権限が厚生労働大臣にありますので、医療事故に関する調査権限と医師等に対する処分権限を分離すべきとの考えから、今意見として出ているのは、例えば内閣府に置くのはどうであろうかというような意見もあると承知しております。

このため、委員会をどの省庁のもとに設置するのかについては、これは広く意見を聞いた上でさらに検討を進めてまいりたいと考えております。

○岡本(充)委員 報道によると、調査対象となる事例は年間二千件ぐらいじゃないかという話を厚生労働省はされているようですが、実際の医療安全調査委員会の委員の構成の人数、それからそのバランス、こういったものはどのように考えてみえるのか、また、調査チームとして何チームぐらい設立をされる御予定であるのか、お答えいただきたいと思います。

○外口政府参考人 委員会の構成でございますけれども、中央の委員会、地方の委員会、そしてその下の調査チーム等、それぞれほぼ同じようなバランスになるかと思うんですけれども、これは今やっておりますモデル事業のメンバーの構成と大体似たようなものとして、例えば医療の専門家である解剖の担当医、これは病理も法医も入ります。それから、臨床評価を行う医師及び医師以外の医療関係者、ここが一番多いと思うんですけれども、さらに、法律関係者やその他の有識者として、例えば医療を受ける立場を代表する者、こういった組み合わせのバランスになると考えております。

それで、人数についてでございますけれども、これは中央の委員会、地方の委員会、審議会の組織に関する指針等もございますので一定の制限はありますけれども、先ほど委員御指摘のように、例えば年間二千件というような推計もございますので、そうすると、例えば調査チームは延べにすると二千チームになってしまいます。もちろん全部別々ではないんですけれども、そういったことを考えると、ある程度の人数の確保が必要ではないかと思えます。この点については現在詰めているところでございます。

○岡本(充)委員 ここが肝なんですよね。何チームぐらいつくって、何人、何件担当するかで、調査のスピード感が変わってくるんです。だから、ここが出てこない、実は警察庁も法務省もきょうお越しいただいておりますが、気になってみえるというところがあるんですね。

結局、この調査が進まなければ、場合によっては、要するに行列ができてしまう。調査の究明に行列ができてしまう。遺族から警察なり検察に何とかしてくれと言われる。いやいや、調査委員会があるようですからそちらへどうぞと言っても、行列だといった場合には、警察、検察、それぞれ動かざるを得ない、こういう認識でよろしいでしょうか。

○米田政府参考人 現在検討されておりますこの委員会の枠組みの中では、刑法上の業務上過失はそのままでございます。そして、警察、検察等も犯罪捜査をする責務がございます。したがって

まして、患者さんあるいはその遺族の方からの訴えがあれば、それは私どもとしてはやはり捜査せざるを得ないと思います。

ただ、その仕組みで期待されておりますのは、その委員会で十分な調査が行われ、そして、遺族の人たちの処罰感情といいますか、そういったものも解消されて、わざわざ刑事手続に持つてくることによってその紛争を解決するということが少なくなるということが期待されているものと考えております。

○岡本(充)委員 改めて確認なんですけれども、ここが肝なんです、そういう意味でいうと、これが迅速に進まない場合には、遺族の早く解決をしてくれという願いもあれば、当然警察は捜査に乗り出さざるを得ないという理解でよろしいのか、そこをイエスカノーで簡単にお答えいただきたい。

○茂木委員長 米田刑事局長、日本語で教えてください。

○米田政府参考人 おっしゃるとおりでございます。

○岡本(充)委員 そういうことでありまして、これは非常に危惧はされるところであります。

したがって、外口局長、この人数と、どういう人をメンバーにするか、ここがまさに肝なのであります、迅速にどうやって処理ができるか、もっと言えば、これが行列ができるようなことがないように、今の年金の第三者委員会じゃないですけれども、遅々として進まないという話になれば、これは調査委員会自体が崩壊するという認識を持っていただきたいというふうに思っています。

二つ目のポイントですが、先ほどの話と関係をするんですが、調査委員会の方で調査をした結果、悪質なケースだと判断をするのは一体どういうことなのかということをお聞きしたいと思います。

標準的な医療から著しく逸脱した医療と言っていますけれども、標準的な医療から著しく逸脱した医療というのを全国画一的に決めるというのは、正直、なかなか難しいと思う。どういうものを標準的な医療行為と決めるのか、これはどのように決められるつもりですか。

○外口政府参考人 標準的な医療と申し上げますと、診療ガイドラインとかもあるわけでございますけれども、実際はそれよりももう少し幅広い概念で、これは医療関係者の中のディスカッションで、ケース・バイ・ケースで決めることになると思います。

例えば、ではどういうものが逸脱しているかという、抗がん剤を週に一回打つところを毎日打ってしまって、それで患者さんが亡くなってしまったとか、こういった例はもう明らかに逸脱した例だと考えております。

○岡本(充)委員 それで、警察に通知をされるということでもありますか。うなずかれますね。

だとすると、これはやはり、システムの問題を問うのだと言っておきながら、結果の重大性を問うているというふうに私は考えざるを得ないわけですね。それがもし死亡例にならなければ、これは死亡例に限るわけですから、死亡例でなければ、毎日打ってしまって、ああ、しまったと途中で気づいて、三日目、四日目に気づいて何とか一命を取りとめた場合にはこれは事件にならないけれども、死亡した場合にはこれは事件につながっていくという判断になるわけです。

だから、まさにこれはシステムじゃなくて、やはりこの案も結果の重大性を問うているんじゃないか、この標準的な医療というのがはっきりしないと。私は、この問題も指摘しておきたいと思っています。

加えて、もう少し、今度は警察、検察からお話を伺いたいと思うんですけれども、法務省からも伺いたいんですが、この調査では関係者からの聴取は強制はできないようでもありますけれども、しかしながら、この調査で得られた調書等について、これをもって裁判時の証拠と直接的にすることが可能なかどうか。可能か不可能か、あり得るかあり得ないかという観点で言えば、あり得ると考えてよろしいのでしょうか。これも短くお答えいただきたいと思っております。

○茂木委員長 答弁の前に、外口局長、委員会の質疑でありますから、うなずくのではなくて、答弁がありましたらきちんと答えてください。

三浦大臣官房審議官。

○三浦政府参考人 お尋ねの医療安全調査委員会の調査の過程で作成されました資料につきまして、私どもといたしましては、刑事訴訟法上の証拠能力についてはこれを制限するという方向での議論が行われているわけではないというふうに承知しておりますが、いずれにいたしましても、どういう資料について裁判上の証拠能力が認められるかということにつきましては、個別具体的なケースにおいて判断されるものと考えております。

○岡本(充)委員 これは、もう一つ確認したいんです。

医師法の二十一条は、今回、一部手直しはされても残るわけですね。そうしますと、届け出をしなかった医療機関、管理者の判断の中で届け出をしなかったとしても、これは、遺族等から場合によっては告訴なり行われた場合、医師法二十一条に基づいて本来は警察に届け出なければいけなかった異状死体だと認定をされ、警察が捜査に乗り出す可能性を排除していないと私は考えているんですが、それについても確認を求めたいと思います。

○茂木委員長 外口局長。(岡本(充)委員「いや、警察に確認を求めているんです」と呼ぶ)指名をしましたので、まず局長からお願いします。

○外口政府参考人 第三次試案では、これは、医療死亡事故については、医療機関の判断により医療安全調査委員会に届け出を行った場合には、異状死としての警察への届け出は不要となるよう医師法第二十一条を改正することを提案しております。

御指摘のような場合の詳細につきましては、現在、関係省庁との間で必要な検討を行っているところでございます。

○米田政府参考人 具体の仕組み、制度の立案の過程でその辺は検討されるべきものだと考えております。

○岡本(充)委員 いや、医師法二十一条は残るわけですね。したがって、調査委員会に届け出がなされなかった場合には、医師法二十一条の適用となり得ることがある、あり得るのかあり得ないのかというその点だけお答えいただきたいんです。

○米田政府参考人 今おっしゃった枠組みでは、あり得ると思います。

○岡本(充)委員 これは、こういう形であると、医師法二十一条を改正はするんでしょうけれども、結局、この二十一条に基づく捜査というのも病院にやってくるということでもあります。

最後に、これは確認をしておきたい。これからのスケジュールですね。

これは、新聞の中には最終案と書いてある新聞もあるようではありますが、よもやこれが最終案だと私は思っておりません。ここから、もちろんパブリックコメント等をし、広く意見を聞いて、これは、このままというわけにはいかない、検討するという項目もたくさん残っている。

したがって、今後のスケジュールはどのように考えているのか。今国会はとても無理じゃないか、国会の会期中にはとてもじゃないけれどもまとめられないんじゃないかと思っておりますが、まとめられる見通し、最後はそこでまとめられるのか、そこも含め、今後のスケジュールについて長期的なビジョンでお答えをいただきたいと思っております。

○茂木委員長 外口局長、既に持ち時間が経過しておりますので、簡潔にお願いします。

○外口政府参考人 この第三次試案につきましては、これは厚生労働省の現段階の見解を明確化したものでございます。この試案をもとに広く御議論をいただきまして、国民の皆様におおむね御理解をいただければ、組織面等必要な検討も加えた上で、可能であれば今国会中の法案提出も目指していきたいと考えております。

○岡本(充)委員 ぜひ広くちゃんと意見を聞いていただきたい、とてもじゃないけれども今国会に間に合わないと思いますが、しっかり意見を聞いていただきたいとお願いして、質問を終わります。